

65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上

あなたが対象かも！

高齢者肺炎球菌ワクチンの助成が受けられます。

該当する年齢の方が、定期接種となり助成が受けられるのは、ひとり1回だけ、今年度だけです！

※平成26年度の助成対象期間は、平成27年3月31日までです。期間内に接種しなかった場合は、助成対象となりません。また、100歳以上の誕生日を迎える方の定期接種対象は今年度（平成26年度）限りとなります。すでに肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外です。

対 象 今年度（平成27年3月31日まで）に以下の年齢になる方

65歳：昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ

70歳：昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ

75歳：昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれ

80歳：昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれ

85歳：昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生まれ

90歳：大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれ

95歳：大正8年4月2日～大正9年4月1日生まれ

100歳以上：大正4年4月1日以前生まれ



※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはHIVウイルスによる免疫機能に障害があり、その障害が身体障害者手帳1級に相当する方（医師の診断書または身体障害者手帳の写しが必要です。）

申込み・問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233

特別障害者手当・障害児福祉手当

在宅の重度障害者（児）の方に対して、特別障害者手当および障害児福祉手当を支給しています。申請方法など詳しくは、下記担当へご相談ください。

<特別障害者手当>

■対 象

20歳以上であって、身体または精神の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する方（原則的に医師の診断書により判定されます。）

■対象外

- ・ 病院などに継続して3か月を超えて入院している方
- ・ 施設に入所している方
- ・ 本人または同居の親族の所得が一定以上ある方

■支給額（月額）

26,000円

<障害児福祉手当>

■対 象

20歳未満の重度障害児であって、日常生活において常時介護を必要とする方（原則的に医師の診断書により判定されます。）

■対象外

- ・ 障害を支給事由とする年金を受給している方
- ・ 施設に入所している方
- ・ 本人または同居の親族の所得が一定以上ある方

■支給額（月額）

14,140円

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233
秩父福祉事務所 ☎22-6228